



法意識から中国を理解する 从老百姓的法律意识来看中国

拓殖大学政経学部 准教授
(環境法、民法、中国法)
奥田進一

中国社会への理解を深めるために

- ・ 走后門
 - …学者擅长研究,不擅长烟酒。
- ・ 权钱交易
 - …大学老师是有职无权的!
 - …有权的“妻离子散”,无权的“四世同堂”。
- ・ 讨价还价
 - …中国に「水増し商売」はない?
- ・ 没有共产党就没有新中国!
 - …党员になって初めて腐敗する資格を得る

民主集中の原則

- ・ すべての権力は人民に帰属
- ・ 人民は人民代表大会を通じて国家権力を行使
- ・ 人民代表大会は民主的な選挙により選出
- ・ 人民代表大会は人民に対して責任を負い、人民の監督を受ける。
- ・ 人民代表大会は全権的機関として、その他の国家機関(行政、裁判、検察の各機関)を選出し、その活動を監督する。
- ・ 地方は中央の統一的指導に服する。

→三権分立、司法権の独立、違憲審査制、地方自治はすべて否定される!

法構造

- ・ **国家法(法律)**
 - 全人大・同常務委員会により制定・公布
- ・ **行政法規(条例、規定、弁法)・部門規則(通達、命令等)**
 - 國務院により制定・公布
- ・ **地方性法規(条例、規則等)**
 - 地方各級人民政府により制定・公布
 - 少数民族自治区、経済特区、特別行政区についても区域と権限が制限された立法権あり。

☆上記はいずれも裁判規範となり得る

司法解釈

- ・ **司法解釈**
 - 法定の解釈権を持つ司法機関が法律の条文の意味に対して説明を行うこと。
- ・ **裁判解釈**
 - 最高人民法院による法適用をめぐる解釈
 - 解釈、規定、批复の3類型
- ・ **検察解釈**
 - 最高人民検察院による法適用をめぐる解釈
 - 解釈、規定、意見、通知、批复の5類型
- ・ ☆司法解釈を判決文中に直接引用することは認められるという司法解釈がある。

国家法と地方性法規

- 地方自治および地方公共団体は存在しない!
- 地方人民政府=国家機関の一構成部分
- 中央政府(全人大・同常務委員会)
 - 国の唯一の立法機関ではない!
 - 地方人代への立法権付与(憲法100条等)
- 地方性法規として規定不可能な事項
 - 刑事に関すること、裁判・検察制度、訴訟手続、国防・外交・軍事などの国家主権に関わること、国有財産に関わること、基本政治・経済制度に関わること。

2. 遵法自治～真の法的解決？

【事案】

日本のメーカーX社は、中国の販売会社Y社との間で、製品Aを定期的に取引する契約を締結した。その後、製品の品質をめぐって両社間で問題が発生し、Y社は本件問題が解決しない限りはこれまで納入された製品の代金の支払いを拒み数か月が経過した。そこでX社は、債務不履行を理由として代金の支払いおよび遅延損害金の支払いを求めて提訴した。なお、Y社はX社に対して再三にわたって話し合いによる解決を求めたが、Y社は製品の品質をめぐってはいかなる問題も存在しないとして取り合わなかった。

【判旨】

X社とY社の紛争は製品の品質をめぐめるものである。したがって、Y社が債務不履行の状態にある点は判断できないのでX社の請求を棄却する。

法的思考の日中比較(1)

☆日本法の論点と解決手法

- ①X社とY社との契約関係と履行状況はどのようであったか？
- ②X社の代金不払いは債務不履行に当たるか否か？

☆中国法の論点と解決手法

- ①製品の品質をめぐって紛争があったか否か？
- ②Y社の債務不履行を論じるべき状況にはない。
- ③提訴前に①の点について話し合うべきではないか？

3. 責任の所在～とにかく解決する？

【事案】

Yレストランの駐車場には樹齢100年を越す榎の古木があり、Yが所在するZ市の指定保護文化財にもなっていた。Xは、自家用車のベンツに乗って家族でYに食事に訪れ、駐車場整備員の指示に従って当該古木のそばに駐車した。食事中に突然当該古木が倒壊して、Xのベンツは大破した。Xは、Yとの間で何回か問題解決のための交渉をしたがいずれも不調に終わったので、Yに対して損害賠償を求めて提訴した。

【判旨】

Yには、駐車場の車を安全に保管する契約上の義務があるがそれを怠った責任は認められない。Zについては、具体的な管理はYに委託されていたものの、所有者としてその管理責任（不法行為責任）があるから、Yも被告に追加してその損害賠償責任を認めるものである。

法的思考の日中比較(2)

☆日本法の論点と解決手法

- ①Yに契約責任はあるか？
- ②①がない場合にYに不法行為責任はあるか？

☆中国法の論点と解決手法

- ①Yに責任はあるか？
- ②Zに責任があるか？

4. 法の制定と実効性 ～「存在」すれども「機能」せず？

【事案】

A市において環境保護行政主管部門が、人民政府の許可なくして同市で操業するヒール工場Y社に排水に関する「限期治理決定」の決定（行政処分）を出したところ、Y社は限期治理が済んだと主張して、行政処分の取消を求めて行政訴訟権を各級人民政府に与えると規定している。

【判旨】

本件の限期治理決定権は、環境保護法29条の規定によりA市人民政府に帰属する。A市の環境保護条例によれば、A市環境保護局が限期治理決定権を有するか否かは不明であり、このことから環境保護局のY社に対する行政処分は濫権行為である。したがって、本件決定は取消されるべきである。

法的思考の日中比較(3)

☆日本法の論点と解決手法

A市環境保護局の行政処分には**手続き上の瑕疵**があるか？

☆中国法の論点と解決手法

「限期治理決定」という行政処分を下す権限はどこにあるか？

5. 創作物保護～文化はコモンズ？

【事案】

Yは、メモリを増やすことを目的としてX社の開発したコンピュータプログラムを改変して市場で販売した。これを知ったX社は、著作権侵害を理由としてYに対して損害賠償、公開謝罪を求めて提訴した。なお、提訴直後にX社は経営不振により倒産し、このことからYはX社の著作権はX社の倒産によってすでに公有に帰していると主張した。

【判旨】

Yの改変後のプログラムは新たな著作物とはいえ、Yが独自に著作権を主張することはできない。

法的思考の日中比較(4)

☆日本法の論点と解決手法

Yは、X社の著作権を侵害したか否か？

☆中国法の論点と解決手法

①X社に権利はあるか？

②Yに権利はあるか？

依法治国～人治か法治か？

☆法意識各国各様

- ・アメリカ人＝「法は人に支配されるものであり、環境に合わなければ変えればよい」
- ・日本人＝「法は絶対的なものであり、これを守ることは正義である」
- ・中国人＝「法より、法を作る人間の方が偉い」

☆上有政策，下有对策！

- 対策は未来の政策である？
- 法規範創造型？

**实事求是，学以致用。
满腔热血，同舟共济。
各自为政，天理人情。**

ご清聴ありがとうございます